みやま市ふるさと納税支援業務に係る公募型プロポーザル実施要領

１．目的

本要領は、「みやま市ふるさと納税支援業務」に係る契約の相手方となる事業者の選定にあたり、公募型プロポーザルの実施方法等、必要な事項を定める。

２．事業の概要

（１） 業務名

みやま市ふるさと納税支援業務

（２） 事業内容

別紙「みやま市ふるさと納税支援業務仕様書」のとおり

（３）契約期間

契約締結の日から令和９年３月 31 日まで

※ただし、本業務の運用開始日は令和９年４月１日からとし、契約締結日から令和９年３月 31 日までは、運用開始に向けた準備期間とする。

令和９年４月１日以降の契約期間については、令和９年度当初予算に係る市議会の議決を踏まえ決定するものとする。

なお、準備期間中に発生する費用については、受託者が負担することとする。

３．提案限度額

運用開始以降の寄附のうち、本業務において管理するポータルサイトを経由して申込のあった寄附額の６％以内（消費税及び地方消費税の額を含む）

なお、参考見積書作成にあたっては、以下の業務規模を想定し、当該想定寄附に付随する業務を含め、積算すること。

・想定寄附金額： ３億円

４．参加資格

本プロポーザルに参加できる者は、業務委託の実施に必要な能力を有する者で、次のすべての要件を満たす者とする。

（１）地方自治法施行令（昭和２２年政令第１６号）第１６７条の４の規定に該当しない者

（２）会社更生法（平成１４年法律第１５４号）、民事再生法（平成１１年法律第２２５号）に基づき更生又は再生手続きをしていない者

（３）令和７・８年度のみやま市競争入札参加資格者名簿に登載された者

（４）みやま市指名停止等措置要綱（平成１９年みやま市告示第１４号）に基づく指名停止を受けていない者

（５）ISMS 認証若しくはプライバシーマークなど、第三者認証を取得していること。
（６）過去５年間において、当該業務と同等の業務の受託実績１件以上があること。
（７）上記要件（３）にかかわらず、次の書類を提出した者は、上記要件に準ずる資格があるものとみなす。
①納税証明書（国税、県税、市税）
②商業登記簿謄本又は登記事項証明書
③財務諸表（貸借対照表等）
④暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第７７号）に関する誓約書（様式第２号）、役員等調書及び照会承諾書
※（７）①、②については直近３カ月以内のものとする。

5. 担当課（問い合わせ先）

所在地：〒835-8601　福岡県みやま市瀬高町小川５番地
担当課：みやま市　企画部 総合政策課 政策推進係
TEL：　0944-64-1550（直通）
FAX：　0944-64-1507　E-Mail：promo@city.miyama.lg.jp

6. スケジュール

実施内容	実施期間又は期日
実施要領等公告	令和８年１０月１６日（金）
質問書の受付期限	令和８年１０月２３日（金）午後５時
質問書の回答	令和８年１０月３０日（金）
参加表明書の受付期限	令和８年１１月６日（金）午後５時
提案資格確認通知書発送	令和８年１１月１０日（火）
企画提案書等提出期限	令和８年１１月２５日（水）午後５時
書類選考（１次審査）	令和８年１２月１日（火）
プレゼンテーション（２次審査）	令和８年１２月２１日（月）
審査結果通知書発送	令和８年１２月２２日（火）以降
契約	令和９年１２月下旬　予定

＊１次審査（書類審査）については、応募事業者が６者以上の場合に実施し、２次審査（プレゼンテーション）に進む提案者を選定する（２次審査は５者以下とする）。
＊２次審査の対象となる提案者には、別途日時等の通知を行う。

7. 質問の受付及び回答

（１）受付期限　　令和８年１０月２３日（金）午後５時まで（必着）
（２）受付場所　　「5. 担当課（問い合わせ先)」に同じ
（３）質問方法　　質問書（様式第４号）に必要事項を記載のうえ、郵送、ＦＡＸ又はメールにて送付（面接・電話での質問は原則受け付けない)。
（４)回　　答　　令和８年１０月３０日(金)までに、ＦＡＸ又はメールにより回答する。

8. 参加表明書の提出

（１）提出書類
ア）参加表明書（様式第１号）
イ）ISMS 認証若しくはプライバシーマークの認定など、第三者認証を取得していることが証明できる書類（様式任意）
※本実施要領４（７）に該当する者は、同項目に規定する①から④までの書類を提出
（２）提出期限
令和８年１１月６日（金）午後５時まで（必着）
「5. 担当課（問い合わせ先)」まで持参又は郵送で提出すること（FAX、メール不可)。
（３）参加申込後の辞退
参加表明書提出後の辞退については、いかなる時期においても参加を辞退することは可能とし、辞退したことによる不利益な取扱いは行わない。また、その際は辞退届（様式任意）を提出するものとする。

9. 企画提案書等の提出

（１）提出期限　令和８年１１月２５日（水）午後５時まで（必着）
（２）提出場所　「5.担当課（問い合わせ先)」に同じ
（３）提出方法　郵送又は持参
（４）提出書類及び部数等
みやま市ふるさと納税支援業務仕様書に基づき業務内容を企画し、以下に掲げる書類とともに提出すること。

ア　提案書（様式第３号）　　正本１部及び副本６部
イ　企画提案書（様式任意）　　正本１部及び副本６部
ウ　類似業務実績（様式任意）　正本１部及び副本６部
エ　工程表（様式任意）　　正本１部及び副本６部
オ　参考見積書（様式任意）　　正本１部及び副本６部
カ　会社概要がわかるパンフレット等　　１部

10. 企画提案書等の作成に係る留意事項

（１）提案書等の留意事項

ア　提案内容は、別紙「みやま市ふるさと納税支援業務仕様書」に留意して作成し、その内容の実施にあたっての基本的な考え方、手法、実施体制等について提案すること。

イ　用紙サイズはＡ４版とする。ただし、A3版による折込頁の挿入は可とする。

ウ　企画提案書の 原本及び副本の両方に「みやま市ふるさと納税支援業務」と記載すること。

エ　記載内容は、明瞭かつ具体的な記載とし、専門知識を有しない者でも容易に理解できるよう配慮すること。

オ　仕様書の要件以外にも有益な提案があれば記載すること。

11. 提案の無効要件

次に掲げる項目に該当する場合は、失格又は無効とする。

（１）実施要領に定める参加資格を満たさないとき。

（２）虚偽の内容が記載されているとき。

（３）審査の公平性に影響を与える行為があったとみなされるとき。

（４）提出期限を過ぎて書類等を提出したとき。

12. プレゼンテーション

（１）実施日

令和８年１２月２１日（月）　※開催日時等は別途通知する。

（２）時間配分

１事業者４０分とする。

（３）参加者

提案説明者は４名まで入室を認める。また、本業務の主担当者は必ず出席すること。

（４）使用機材

プレゼンテーションに使用する機材等は、全て提案者が用意すること。ただし、プロジェクター、スクリーンは市が用意するものを使用できる。

13. 審査方法等

（１）審査は、みやま市ふるさと納税支援業務選定委員会で定められた審査基準により公正かつ厳正に審査し、最も優れた提案を行ったものを最終提案者として選定する。また、次点者も併せて選定する。なお、参加業者が１者の場合も本プロポーザルは成立するものとする。その場合、上記評価基準に基づく評価において、審査員の点数の平均が合計点の６割以上の場合に成立するものとする。

（２）評価項目、評価基準及び配点については下記のとおりとし、配点合計得点が最も高い

参加業者を最優秀提案者として選定する。ただし、配点合計得点は、得点の割合とする場合がある。

評価項目	評価基準	配点
基本項目	業務を実施するにあたって本市の現状認識は十分か。	２５点
	業務を適正かつ円滑に実施するため、運営体制が提示されているか。	
	個人情報保護と寄附者対応は十分か。	
	人員体制は確保されているか。（担当者の経験実績を含む。）	
返礼品の開拓･魅力向上	地元事業者への積極的な働きかけによる新規返礼品・事業者の開拓	２５点
	市場を踏まえた既存返礼品のブラッシュアップによる差別化	
	地域資源を活かした新たな返礼品の企画・提案	
寄附額向上に向けた企画・提案力	本市の現状分析に基づく寄附額向上策	２０点
	ポータルサイトごとの特性を踏まえた戦略	
	他自治体との差別化につながる企画提案	
マーケティング力･情報発信力	ＳＥＯ対策等による返礼品ページの閲覧・訴求力向上	２０点
	市場及び寄附者ニーズの調査・分析	
	広告等を活用した効果的なプロモーション	
	本市のシティプロモーションとの連携	
⑨見積価格	（参加者のうちの最低価格）／（参加者それぞれの価格）×10 点 ※小数点第１位を四捨五入した点数を本項目の評価点とする。	１０点
合計		１００点

14. その他

企画提案書の著作権は、当該企画提案書を作成した者に帰属するものとする。ただし、本市

と契約に至った者が作成した企画提案書については、市が必要と認める場合には、市は、あらかじめ通知することによりその一部又は全部を無償で使用（複製、転記又は転写をいう。）することができるものとする。